

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

長崎県西彼杵郡西彼町

2 地域再生計画の名称

長崎オランダ村再生による地域活性化構想

3 地域再生の取り組みを進めようとする期間

平成16年度から概ね10年

4 地域再生計画の意義及び目標

長崎県西彼町は、県庁所在地である長崎市と県内第2の都市である佐世保市を結ぶ直線上のほぼ中央に位置する人口約1万人の町である。全国のテーマパークの先駆けである“長崎オランダ村”の町として広く周知されている一方、内陸性の温暖な気候と大村湾、鳥岳、西岳等の豊かな自然環境に囲まれていることから農水産業が活発で、平成12年国勢調査における第一次産業従事者割合は県平均の9.6%を約18ポイント上回る27.4%となっている。しかし、近年では、若者の町外への流出を主要因とした人口減少と高齢化の進行、第一次産業従事者の減少等の諸問題が顕著化しており早急な対応が求められている。

こうした中、平成13年10月に閉園した“長崎オランダ村”が、教育、福祉、農業、商業・観光の4つの事業による新しい地域コミュニティの拠点として生まれ変わろうとしている。「長崎オランダ村再生による地域活性化構想」は、地域の財産且つアイデンティティでもある長崎オランダ村の再生事業を契機に、地域住民、地場産業、行政の連携による「地場産業の活性化」、「地域雇用の拡大」、「新しい文化の創造」、「福祉教育等の先進的まちづくり」等の実現を図ることで、活力に満ちた持続可能なまちづくり、すなわち自立した地域社会の創造を目指すものである。

なお、長崎オランダ村再生事業とは、オランダ村敷地内の既存土地建物の再利用と、町民及び地場産業の参画を基本理念とした“持続可能な村づくり”をキーワードに、以下の事業を3事業者（民間企業、NPO法人）が連携を図りながら推進するものである。

福祉文化村	高齢者や障害者に対する多様な福祉サービスを提供するとともに、自立に繋がる労働の場を創出。地域住民がサポート役として積極的に参加。
調理師学校	オランダ村敷地内の商業ゾーンや全国有名店等と連携した実習教育を行いながら、世界に通用する調理技術と経営ノウハウを学習。外食関連企業を就職先として確保。海外からの留学生を積極的に確保するなどグローバルな展開を実施。
無農薬果菜の里	世界初のミスト農法を利用し完全無農薬大葉を栽培。600坪×8棟の栽培ハウスを整備。収穫された大葉は東京の食品商社による100%の買取補償。トマト、イチゴ、米などのあらゆる作物の栽培が可能で需要動向に応じ転作。
食のメッカ	調理師学校の実習場となるレストランやウエディング会場、食をテーマとしたショップ等を整備。

長崎オランダ村再生による地域活性化構想の実現のためには、以下のような取り組みが必要であり、支援措置を活用しながら実現化を図っていく。

世界レベルの調理技術と経営ノウハウを学ぶ生徒1000人規模の調理師学校、多様な福祉サービスを展開する福祉施設、無農薬栽培のハウス施設(600坪/1棟×7棟)の整備を行うために、その整備費等を各事業者が確保する必要がある。

次に、無農薬果菜の里構想を実現するために、事業主体となる農業法人等の経営改善や農業振興を担う就農者の育成・確保を行う必要がある。農業法人等の経営改善に関しては、農業法人等に対する経営改善に必要な出資と制度資金融資の一体的提供を円滑に行うための体制整備を活用することが重要である。また、就農者の育成については、農業法人等による就農促進のための技術や経営方法に関する研修やその他の就農促進に対する取り組みを行う必要がある。

また、地域住民のニーズにきめ細かく対応するコミュニティ・サービス事業を展開するために、コミュニティ・サービス事業への制度融資、アドバイザー派遣や相談会の開催等を行い、コミュニティ・サービス事業を行うNPO法人等を支援する必要がある。

図表 :長崎オランダ村再生計画の概要



5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

雇用の拡大

オランダ村再生事業の推進により約500名の新規の地元雇用が予想される。なお、調理師学校の教授陣等の雇用数をあわせると新規雇用は約700名となる。

(具体例)

- ・福祉文化村・・・約170名(介護スタッフ等)
- ・調理師学校・・・約10名(管理・運営等) < 役職員200名程度 >
- ・食のメッカ・・・約200名(販売スタッフ等)
- ・無農薬果菜の里・・・約100名程度(収穫、結束等)

合計約500名

定住人口の増加による経済波及効果

調理師学校の生徒数は最大で約1,000名を目標としているが、この人口は現在の西彼町の人口の約10%にあたるものであり、人口増に伴う各方面への経済波及効果が期待される。具体的には、直接的効果として、町内の各種小売店や飲食店等の顧客の増加に伴う売上の拡大、賃貸住宅市場の活性化(賃貸住宅の供給)等が考えられ、波及効果としては、小売店や飲食店に商品や食材を納める事業者や農家・漁家等の売上拡大等が考えられる。

産業の活性化・育成

西彼町の地場産業である農業、水産業、畜産業等の一次産業は、就業人口が年々減少するなど停滞傾向にあるが、オランダ村再生事業が実現した場合、調理師学校やレストラン等での地場産品の利用促進による出荷量の大幅な増加が期待される。また、無農薬果菜の里で展開される新技術や経営ノウハウ等の一般農家への普及により、高付加価値型農業への転換等が進み収入拡大や経営改善が可能となる。更に、最先端の技術を取り入れた農業や安定収入が可能な農業の実現と積極的なPRにより、若者の就農促進が期待される。

また、オランダ村再生事業の推進による若者の増加や地場産業の活性化から、新しい産業・ビジネスの創出が期待される。具体的には調理師学校の学生を対象とした飲食店や小売店の開店、オランダ村に訪れる観光客を対象とした農産品の販売など、その可能性は無限に広がる。

(2) 社会的効果

若年層の増加による地域活力の増大

高齢化が進行する西彼町にとって、10代、20代を中心とする調理師学校の生徒約1,000人が多様な社会参加や地域交流に参加することで地域全体の活性化が期待される。具体的には、地元のイベントなどの地域活動やコミュニティ活動への参加や、アルバイトを通じた労働力としての地域参加などが進み地域活力の増大に貢献する。

先進的なまちづくりの実践モデルの実現と‘誇り’の醸成

オランダ村の再生事業は、テーマパーク跡地の既存ストックを利用し、複数の事業主体が異なった事業を展開するというこれまでになかった新しい再生手法を用いるとともに、個別事業においても、無農薬果菜の里の“ミスト農法”を筆頭とした世界初の内容を多く含んでいる。こうした取り組みは、西彼町の活性化に寄与することはもとより、同様の課題を抱える全国の自治体における課題解決の先進モデルとなることが予想される。

また、オランダ村再生事業は、基本コンセプトや再生手法が斬新であることからこれまでも新聞やテレビ等の数多くのメディアに取り上げられてきたが、今後の事業推進過程においても各種メディアと連携した積極的なPR活動を行う予定である。これは、西彼町の知名度向上を図るだけでなく、“自分の地域が頑張っている”、“自分の地域には素晴らしいものがある”という意識を広げる効果があり、結果として住民が地域に対し誇りと愛着を持つきっかけとなる。

高齢化社会に対応したまちづくりの実現

オランダ村再生事業の一つである福祉文化村は、デイサービスや介護サービス等の高齢者に対する多様なサービスを展開するとともに、高齢者のための労働の場を確保するものであり、実施により高齢者の生活環境の向上が推進される。また、無農薬果菜の里では大葉の収穫に多くの人手を要するが、収穫作業が容易且つ安全であることから高齢者でも十分に労働力として活躍できる。このように長崎オランダ村再生事業の推進により、高齢者への生活サポートと労働等を通じた社会参加が進むなど、高齢化社会に対応したまちづくりが展開可能となる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

番号	名称
10701	日本政策投資銀行の低利融資
204004	コミュニティ・サービス事業の活性化支援
210008	就農支援資金の貸付対象の拡充
210009	農業法人等に対する出・融資の一体的提供
230006	「新創業融資制度」の貸付限度額拡充

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

特になし

8 その他地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

(別紙)

1 支援措置の番号及び名称

10701 日本政策投資銀行の低利融資

2 当該支援措置を受けようとする者

株式会社 小林事務所

当該者の属性	オランダ村再生事業における「調理師学校及び食のメッカ」の事業主体
特定の有無	特定
規模	資本金 3 億 4 3 0 0 万円 従業員 1 2 1 名 年商 65 億円 (グループ売上:平成 15 年 6 月 30 日現在)
所在地	〒666-0014 兵庫県川西市小戸 2-4-11 小林事務所本社ビル
設立	平成 3 年 4 月

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

(1) 取り組みの概要

長崎オランダ村再生事業では、世界レベルの調理技術と経営ノウハウを学ぶ生徒 1 0 0 0 人規模の調理師学校を整備する計画にある。同学校は、10 年先の外食産業の幹部候補生の育成を目的に、オランダ村敷地内に整備する商業エリアでの実践教育の実施や、外食産業とのタイアップによるインターン制度の導入等、既存の調理師学校になかった新しい取り組みを行うものである。本取り組みは、同学校施設を整備する場合に、日本政策投資銀行の金融判断において融資可能と判断を得た後に、当行の低利融資を受け事業の推進を図るものである。

(2) 取り組みの主体

株式会社 小林事務所

(3) 場所

長崎オランダ村跡地

(4) 実施期間

平成 1 6 年度 ~ 平成 1 8 年度

(5) 実施される行為

長崎オランダ村再生事業に係る調理師学校の整備

(6) 整備される施設

世界レベルの調理技術と経営ノウハウを学ぶ調理師学校

(参考) 合致する日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業

「地域再生支援」のうち地域産業振興・雇用開発

(別紙)

1 支援措置の番号及び名称

204004 コミュニティ・サービス事業の活性化支援

2 当該支援措置を受けようとする者

長崎県西彼町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

オランダ村再生事業においては、コミュニティ・サービス事業として福祉文化村事業(実施主体：NPO法人コットンプランツ)が実施されるほか、健康サービス事業(実施主体：オランダ村再生事業者のコンソーシアム)や地元農水産品の直販事業(実施主体：地元農家等)が展開される予定である。

これらの事業や今後町内から創出されるコミュニティ・サービス事業を地域経済の活性化に活かしていくためには、西彼町として人的・資金的な側面支援が必要である。本取り組みは、コミュニティ・サービス事業を行うNPO法人等に対し、アドバイザー派遣や相談会の開催等を行うものである。

(別紙)

1 支援措置の番号及び名称

210008 就農支援資金の貸付対象の拡充

2 当該支援措置を受けようとする者

西彼町内で新たに農業を営もうとする者を受け入れ、農業技術及び経営管理技術の研修を実施しようとする農業法人等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

長崎オランダ村再生事業の一つである無農薬果菜の里構想を実現するためには、事業推進と町全体の農業振興を担う就農者の育成・確保が急務となっているが、西彼町の農業従事者数は年々減少傾向にあるとともに、若者の農業離れや町外への流出等から新しい就農者の確保が難しい状況にある。

本取り組みは、「無農薬果菜の里」の実施主体である(株)長崎オランダ村ファームなどの農業法人等が就農者の拡大を図ることを目的に、無農薬果菜の里で整備するミスト栽培ハウス等を利用し、就農促進のための技術研修や経営方法に関する研修を行うものである。支援を行う農業法人等は、西彼町より認定農業者としての認定を受けるとともに、就農計画を作成し都道府県知事の認定を受けるものとする。なお、取り組みを行う第一弾の主体となる(株)長崎オランダ村ファームは、平成16年6月に認定農業者として認定予定である。

(別紙)

1 支援措置の番号及び名称

210009 農業法人等に対する出・融資の一体的提供

2 当該支援措置を受けようとする者

長崎オランダ村再生事業に取り組む農業法人等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

長崎オランダ村再生計画の柱の一つである「無農薬果菜の里」構想は、完全無農薬栽培を可能とする“ミスト農法”を用い大葉を栽培するものであり、オランダ村内の駐車場を利用し、600坪の栽培ハウス計8棟の整備を目指している。

本取り組みは、認定農業者である農業法人等が、出・融資を受ける対象要件を満たした上で、農業法人等に対する経営改善に必要な出資と制度資金融資の一体的提供を円滑に行うための体制整備を踏まえ経営改善を図ることにより、無農薬果菜の里構想への新規参入等を図るものである。

(別紙)

1 支援措置の番号及び名称

230006 「新創業融資制度」の貸付限度額拡充

2 当該支援措置を受けようとする者

(1) 無農薬果菜の里事業参加者

(株式会社長崎オランダ村ファーム、地元農業者、農業法人、農協、一般企業等)

当該者の属性	オランダ村再生事業における「無農薬果菜の里」の事業主体
特定の有無	株式会社長崎オランダ村ファーム(特定) 株式会社長崎オランダ村ファームとは、別紙に示した株式会社オーツコーポレーションが平成16年5月に設立した新会社である。
	地元農業者、農業法人、農協、一般企業等(平成16年度中に特定) 無農薬果菜の里の未特定事業者である地元農業者、農協、建設業者等については、平成16年4月から先進地視察(茨城県)を行うなど、事業参加に向けた積極的な検討を行っている。

(2) 福祉文化村事業の事業主体

(NPO法人コットンブランツ)

当該者の属性	オランダ村再生事業における「福祉文化村」の事業主体
特定の有無	特定
所在地	事務局：長崎県西彼杵郡西彼町オランダ村内(NPO法人コットンブランツ)
設立	平成16年

福祉文化村で展開される各種の福祉サービスは、関係各機関の認可を得て実施するものとする。

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

(1) 取り組みの概要

長崎オランダ村再生事業では、福祉施設、無農薬栽培のハウス施設（600坪/1棟×7棟）の整備が予定されているが、整備主体は、今年度設立されたNPO法人と株式会社であり、実績の少なさや事業の新しさなどから民間金融機関等からの融資調達が難しい状況となっている。

本取り組みは、長崎オランダ村再生事業の事業主体となる民間企業及びNPO法人等が、国民生活金融公庫の金融判断において融資可能と判断を得た後に、当公庫の低利融資を受け各種事業の推進を図るものである。

(2) 取り組みの主体

上記2のとおり

(3) 場所

長崎オランダ村跡地

(4) 実施期間

平成16年度～平成25年度

(5) 実施される行為

長崎オランダ村再生事業に係る福祉文化村及び無農薬果菜の里の整備

(6) 整備される施設

- ・多様な福祉サービスを展開する福祉施設
- ・無農薬栽培ハウス（600坪/1棟×7棟）